

## 田原市と杏林大学との包括連携協定書

田原市（以下「甲」という。）と杏林大学（以下「乙」という。）は、第1条に掲げる目的を推進するために、包括協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）地域づくり、まちづくりの推進に関する事
- （2）知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関する事
- （3）観光振興、産業振興など地域経済の発展に関する事
- （4）保健・福祉分野における連携による取り組みに関する事
- （5）地域のリソースを活かした、乙の人材教育および研究に関する事
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が相互に必要と認める分野に関する事

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の学校法人と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がないときは、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（信義則）

第6条 この協定に定める事項、その他について疑義が生じたときは、関係法令及び信義則に基づき、甲乙誠意をもってこれを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を所持する。

2023年8月18日

（甲）愛知県田原市田原町南番場30番地1

（乙）東京都三鷹市新川6丁目20番2号

田原市

市長

山下政良



杏林大学

学長

渡邊卓

